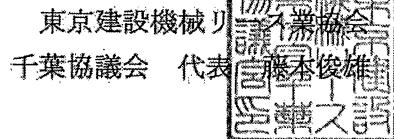


平成 24 年 3 月 23 日

お客様へ



環境汚染物質化での使用禁止のお願い

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別なご高配を賜りまして誠に有り難うございます。

さて、昨年の 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を端緒として、東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故から早や 1 年が経過し、高線量地域の除染作業が行われています。当千葉県におきましても、松戸市・野田市・佐倉市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・印西市及び白井市などで、23 年度予算にて既に除染作業が開始されました。

学校、公園等、広い範囲での除染作業には当然のことながら、建設機械や車両が使用される訳ですが、私たち建設機械レンタル業者が加盟する全国建設機械器具リース業協会が本年 4 月 1 日から施行します『建設機械等レンタル基本約款』の第 14 条第 1 項に盛り込まれた（環境汚染物質化での使用禁止）では、アスベスト等の有害物質や病原菌と並んで、放射能に汚染された地域での使用を禁止しています。その理由としては、放射線が人の遺伝子に影響することから、機械や車両を扱う従業員の健康被害を懸念すると同時に、放射線に汚染されたレンタル資産が転売できなくなるためです。

即ち、人体が汚染されますと末代まで禍根を残す結果となりますし、併せて我々建設機械レンタル業者の唯一の財産とも言うべき機械や車両が無価値となるわけです。但し、本規定の中にも「人命に係る緊急事態においては、この限りではない」と人道上の事態を配慮し一定のルールのもとに例外を認めています。従って、東京電力や国土交通省が打ち出す新たな知見がまとまるまでは、下記のルールに則ってレンタルを行う所存ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 除染作業や線量が高い現場に於いてレンタル機を使用する場合は、その旨現場や期間等を事前にレンタル業者に通告し、承諾を得た場合に限ります。
2. レンタル機や車両の返却の際は、必ずお客様サイドにおいて高圧洗浄機等でスクリーニング（除染）を行い、別途定める表面測定箇所を協会が選定したサーベイメーター（線量計）で測定した線量当量率が、 $0.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （マイクロシーベルト/アワー）以下であることを確認致します。尚、一部の測定箇所が $0.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超す数値が確認された場合は、再度持ち帰りスクリーニングを行う。又、その間の運賃やレンタル料金は発生します。
※出庫時に、サーベイメーターで測定した資料をレンタル業者からお渡し致します。
 $0.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ の根拠=国内外の船会社の取り扱い基準や中古機械の買い取り業者の引き取り基準に倣ったものです。（因みに、ロシアや台湾の通関時の基準は $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ です）
3. 返却時の線量当量率が $0.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下に下がらない時は、買い取り頂く場合もあります。

以上